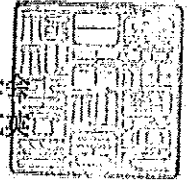


文部科学省初等中等教育局児童生徒課
課長 内藤 敏也 様

公益社団法人日本社会福祉士会
会長 鎌倉 克典



公益社団法人日本精神保健福祉士協会
会長 柏木 一



スクールソーシャルワーカーの配置について

貴職におかれましては、日々学校教育にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、本会は平成26年9月24日に「子どもの貧困対策を総合的に推進するための要望」を文部科学大臣及び内閣府特命担当大臣に提出し、スクールソーシャルワーカーの常勤配置など子どもの支援体制整備の推進とスクールソーシャルワーカーの担い手として社会福祉士及び精神保健福祉士を原則とすることを要望いたしました。

この度、2015年度予算案が発表されスクールソーシャルワーカーの配置拡充が示されましたが、改めて下記の事項について要望いたします。

記

1 スクールソーシャルワーカーの常勤配置に向けた対策を推進してください

スクールソーシャルワーカーは、児童生徒やその家族と信頼関係を築き、関係機関との調整や地域の社会資源の活用や開発、ネットワーク構築などソーシャルワークが行えることが必要です。週に1~2回の勤務では実現が困難ですが、常勤職であれば児童生徒に継続的な対応が可能となり、結果的により適切な支援が行えます。また、常勤採用であれば社会福祉士や精神保健福祉士が業として選択することができるのと同時に、スクールソーシャルワークの専門性の向上にも好影響を与えるものと考えられます。

一部の自治体では教育委員会にスクールソーシャルワーカーを職員として常勤配置するケースも見られるようになりました。スクールソーシャルワーカーの雇用時の勤務形態については自治体の裁量の範囲と推察しますが、まずは常勤配置による効果を明らかにすることが必要と考えます。スクールソーシャルワーカーが常勤配置され将来的に正規職員として勤務できるよう、スクールソーシャルワーカーを常勤とする配置拡充の早期予算化を要望します。

2 スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーには専門職の必置や職能団体の活用を推進してください

平成27年度予算では47名のスーパーバイザー配置が予算化されていますが、スーパーバイザーはスクールソーシャルワーカーがその職責と機能を遂行できるよう指導することが必要であり、高い専門性が求められます。従って、スーパーバイザーには、スクールソーシャルワーカーの実務経験を有する社会福祉士ないしは精神保健福祉士もしくはスクールソーシャルワークを専門とする学識者の必置を推奨いただけますようお願いいたします。

また、日本社会福祉士会はスクールソーシャルワーカーへの研修会を行っているとともに、多くの都道府県社会福祉士会が子どもの支援に関する委員会を組織しており、団体としてのバックアップが可能となっています。スーパーバイザー機能を職能団体が担う場合も予算活用できるような柔軟な運用を要望します。

3 ソーシャルワークが機能していく体制整備を推進してください

学校でソーシャルワークが機能するためには、上述したスクールソーシャルワーカーの常勤配置や適切なスーパーバイザーの存在が重要であるとともに、教員のソーシャルワークに関する理解が欠かせません。教員がソーシャルワークを理解すれば、スクールソーシャルワーカーとの連携や協働が円滑となり児童生徒やその家族への支援がより早く、より適切に行えます。また専門性への理解も進むと考えます。そこで、現職の教員には研修等の受講努力義務を、教員を目指す者には教職課程の必須科目に位置づけ学べるようにするなど、すべての教員がソーシャルワークを学ぶ機会が得られるようになることを要望します。

以上